

【商品概要説明書】

(平成28年12月5日現在)

商品名	「退職金専用定期預金」
販売対象	退職金をお受け取りになって6か月以内の個人の方 (退職金を受け取られたご本人とさせていただきます)
期間	1年(自動継続)
受入形態	証書式
預入金額	お1人さまあたり100万円以上(退職金受取額を上限)
預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以後に全額まとめて払い戻しいたします。
適用利率	預け入れ時の預入金額に応じたスーパー定期、大口定期預金の1年ものの店頭表示利率+年0.10%(税引き前) ※公的年金の振込指定のある方(予約を含みます)は、さらに年0.1%の上乗せ金利を適用します。
満期後の取扱い	継続時の預入金額に応じた1年ものの店頭表示利率
計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。
税金	お受取の利息には20.315%(国税15.315%復興特別所得税含、地方税5%)の税金がかかります。
付加できる特約条項	法令に定められた条件を満たせば、マル優の取り扱いが可能です。
中途解約時の取扱い	A.6か月未満・・・解約日の普通預金利率 B.6か月以上・・・次のいずれか低い利率を適用します。 ただし、解約日の普通預金利率は下回らないものとします。 (a) 約定利率×50% (b) 預入日現在の預入金額に応じたスーパー定期、大口定期預金6か月ものの店頭表示利率×95%
対象となる年金	公的年金および共済年金も対象となります。
その他参考となる事項	○預金保険の対象であり、預金保険制度の範囲内で保護されます。
苦情処理措置 紛争解決措置	(1)苦情処理措置 ①本商品の苦情等は、当金庫の営業店またはコンプライアンス室 (月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時00分、 電話：0895-23-7000)にお申し出ください。 ②当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所 (月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時、電話： 03-3517-5825)でもお申し出を受け付けています。 (2)紛争解決措置 ①愛媛弁護士会紛争解決センター(電話：089-941-6279)で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、 当金庫営業日に上記コンプライアンス室にお申し出ください。また、 お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 ②東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-

3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。

また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。